

国不籍第144号
令和3年6月9日

都道府県地籍調査担当部局長 殿

国土交通省不動産・建設経済局
地籍整備課長
(公印省略)

街区境界調査成果の認証の請求又は認証の承認申請に係る書類の作成要領
について (通知)

国土調査法（昭和26年法律第180号）第21条の2第5項の規定による街区境界調査成果の認証の請求又は同条第6項において読み替えて準用する同法第19条第3項の規定による街区境界調査成果の認証の承認申請に当たっては、国土調査事業事務取扱要領（昭和47年5月1日付け経企土第28号経済企画庁総合開発局長通達）第33において、認証請求書又は承認申請書に係る書類を添付するものとされているところ、今般、当該関係書類の作成要領を作成しましたので、御了知の上、この旨貴管下部局及び関係市区町村等への周知方よろしく申し上げます。

街区境界調査成果の認証の請求又は認証の承認申請に係る書類の作成要領

1 添付書類の作成

国土調査法（昭和26年法律第180号。以下「法」という。）第21条の2第5項の規定による街区境界調査成果の認証の請求又は同条第6項において読み替えて準用する同法第19条第3項の規定による街区境界調査成果の認証の承認申請に当たっては、認証請求書又は承認申請書（以下「認証請求書等」という。）のほか、次に掲げる添付書類を作成するものとする。

また、認証請求書等の「添付書類」の項目には、次に掲げる添付書類の名称を記載するものとし、これ以外の資料を添付する場合は、認証請求書等に「その他参考資料」として項目を追記するものとする。

- ア 街区境界調査工程検査成績表
- イ 誤り等申し出件数・筆数調書
- ウ 不協力地調書
- エ 所在不明所有者等調書
- オ 協議実施結果報告書
- カ 地籍図根三角点網図
- キ 地籍図根三角測量精度管理表
- ク 地籍図根多角点網図
- ケ 地籍図根多角測量精度管理表
- コ 街区境界調査図一覧図
- サ 認証請求区域図又は承認申請区域図
- シ 認証請求区域概況説明調書又は承認申請区域概況説明調書

2 添付資料の作成要領

各添付資料の作成については、次に掲げる様式及び記載要領によるものとする。
また、用紙の大きさは、原則として日本産業規格A4（以下「A4サイズ」という。）とする。ただし、街区境界調査図一覧図等の図面の大きさについては、管理に適した大きさで作成することができる。

(1) 街区境界調査工程検査成績表

地籍調査事業工程管理及び検査規程（平成14年3月14日付け国土国第591号国土交通省土地・水資源局長通知）に基づき作成する街区境界調査工程検査成績表とする。

(2) 誤り等申し出件数・筆数調書

誤り等申し出件数・筆数調書は、別記様式第1号により作成するものとする。

(3) 不協力地調書

不協力地調書は、別記様式第2号により作成するものとする。

(4) 所在不明所有者等調書

所在不明所有者等調書は、別記様式第3号により作成するものとする。

(5) 協議実施結果報告書

協議実施結果報告書は、別記様式第4号により作成するものとする。

(6) 地籍図根三角点網図

地籍図根三角点網図の記号等は、次のとおり着色するものとする。

- ・基本三角点・・・・・・・・・・・・・・・・・・青
- ・四等三角点、既設の地籍図根三角点・・・・・・・・緑
- ・新設の地籍図根三角点・・・・・・・・・・・・赤
- ・路線の辺・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・赤

(7) 地籍図根多角点網図

地籍図根多角点網図の記号等は、次のとおり着色するものとする。

- ・一次路線の辺・・・・・・・・・・・・・・・・・・赤
- ・二次路線の辺・・・・・・・・・・・・・・・・・・青
- ・既設路線の辺・・・・・・・・・・・・・・・・・・橙

(8) 街区境界調査図一覧図

街区境界調査図一覧図における認証請求区域又は認証申請区域の外周の図郭線は、赤色に着色するものとする。

(9) 認証請求区域概況説明調書又は承認申請区域概況説明調書

認証請求区域概況説明調書又は承認申請区域概況説明調書は、別記様式第5号により作成するものとする。

(10) 認証請求区域図又は承認申請区域図

認証請求区域図又は承認申請区域図は、国土地理院発行の地形図又はこれに準ずる地形図を使用し、次の事項を記載して作成するものとする。ただし、市町村全域を表示した地形図では区域の概況の判別が困難な場合は、区域の概況の判別が可能となる明細図（縮尺任意）を併せて添付するものとする。

- ・申請市町村の境界線
・・・・・・・・青色又は黒色で着色する。
- ・認証請求又は承認申請の区域
・・・・・・・・橙色の線で描く。
- ・申請市町村内の認証済の区域
・・・・・・・・紫色の線で描く。
- ・認証請求又は承認申請に係る地籍図根測量の区域が一筆地調査の区域を

大きく越える場合における、当該地籍図根測量の区域から当該一筆地調査の区域を除いた区域

・・・・・・黄色の線で描き、注記をつける。

・市町村内区画線

・・・・・・1／5，000図郭線を書き、座標値を記載する。

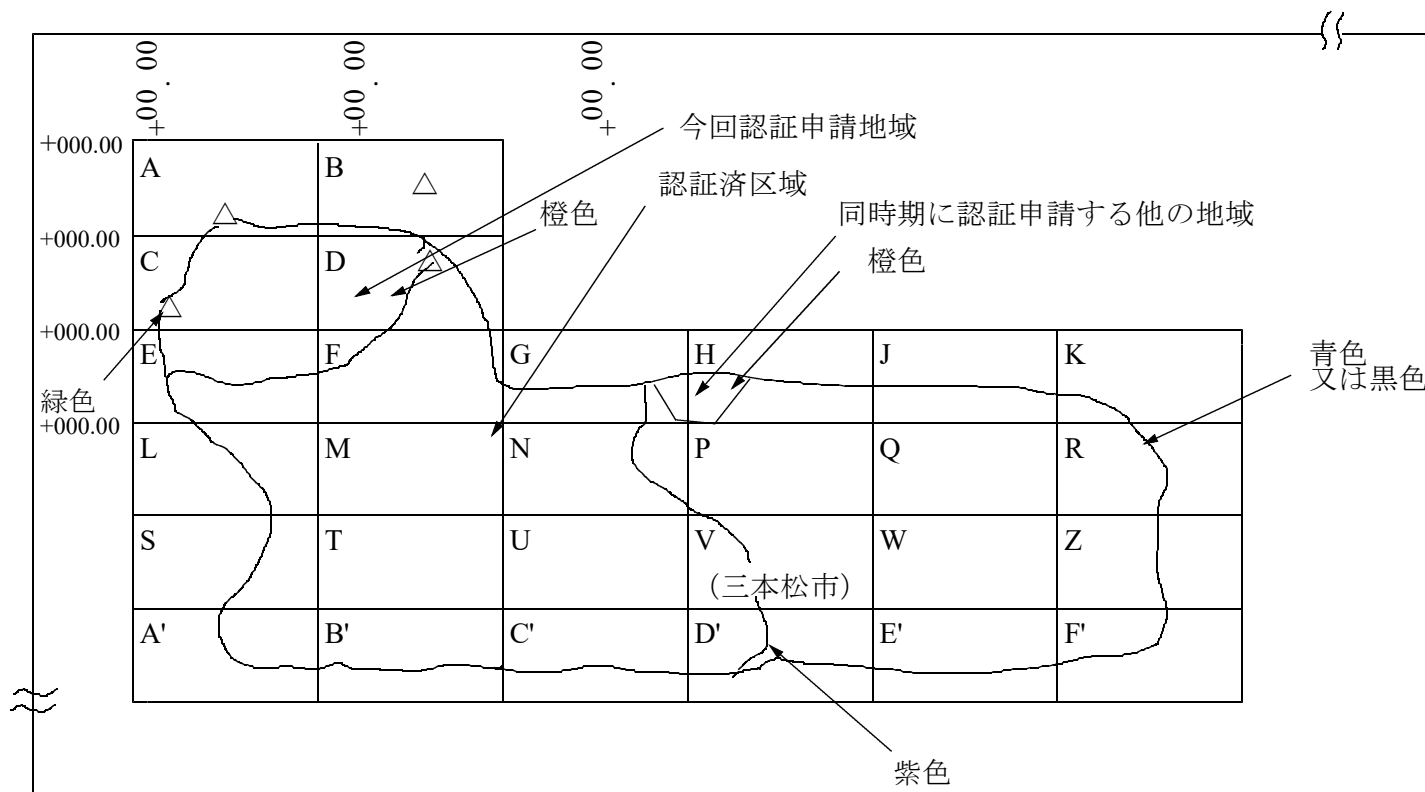
・地籍図根測量等に使用した基準点の位置

・・・・・・緑色の△の記号で図示する（記号の寸法は3mm程度とする。）。

(別記記載例)

認証請求区域図又は承認申請区域図

三 本 松



(様式第1号)

誤り等申し出件数・筆数調書

地区名	県 郡 町
単位区域名	

申 出 事 項	申出件数・筆数	処 理 概 要			摘 要
		訂 正	不 訂 正	街区境界 未定	
街 区 境 界	件	件	件	件	
	筆	筆	筆	筆	
住 所 ・ 所 在	件	件	件		
	筆	筆	筆		
氏 名 ・ 名 称	件	件	件		
	筆	筆	筆		
そ の 他	件	件	件		
	筆	筆	筆		
合 計	件	件	件		
	筆	筆	筆		

(記載要領)

法第21条の2第3項に基づく閲覧の際、誤り等がある旨の申出のあった件数及び申出に関連する筆数を記載する。

- (1) 「地区名」欄及び「単位区域名」欄は、法第21条の2第3項の閲覧に関する公告の日を基準として記載する。
- (2) 「申出件数・筆数」欄には、閲覧者からの申出件数及び筆数を記載する。なお、1件で複数の申出があった場合には、各申出事項毎に振り分けて記載する。
- (3) 「処理概要」欄には、申出件数及び筆数に対応した訂正又は不訂正の件数及び筆数を記載する。なお、街区境界未定欄には、街区境界に関する誤り等申出により、その処理を街区境界未定とした件数及び筆数を訂正欄の内数として記載する。
- (4) 申出がなかった場合は、「合計」欄に「0件0筆」と記載するか、適宜の部分に「該当なし」と記載するものとする。
- (5) 「摘要」欄には、申出件数の多いものの主な理由等を記載する。

不協力地調書

都道府県
〇〇市町村
(土地改良区)

1. 調査地域
2. 調査期間
3. 不協力地の総筆数

筆
(全体に対する割合 %)

【内数】

準則第 2 3 条の規定に基づく現地調査を行ったものの、不立会であった筆数
筆

準則第 2 3 条の 2 第 1 項第 1 号の規定に基づく図面等調査を行ったものの、
不応答であった筆数

筆

準則第 2 3 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づく図面等調査を行ったものの、
集会場等に不参集であった筆数

筆

4. 不協力地の所有者の総数

人
(全体に対する割合 %)

【内数】

準則第 2 3 条の規定に基づく現地調査を行ったものの、不立会であった人数
人

準則第 2 3 条の 2 第 1 項第 1 号の規定に基づく図面等調査を行ったものの、
不応答であった人数

人

準則第 2 3 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づく図面等調査を行ったものの、
集会場等に不参集であった人数

人

備 考

(記載要領)

本調書は、準則第20条第1項の規定に基づき調査への立会いをすべき旨を通知したものの不立会であった土地又は同条第2項及び第3項の規定に基づき報告又は資料の提出をすべき旨を通知し、準則第23条の2第1項各号に規定する方法により調査を行おうとしたものの協力を得られなかった土地について記載を行うものとする。

- 1 「調査地域」は、認証請求又は承認申請区域内に含まれる単位区域名を記載する。
- 2 「調査期間」は、認証請求又は承認申請区域内における現地調査又は図面等調査を行った期間とする。
- 3 「不協力地の総筆数」及び「4. 不協力地の所有者の総数」は、登記記録上の筆数及び所有者を基準として計上する。

なお、準則第23条の規定に基づく現地調査を行ったものの不立会であったもの、準則第23条の2第1項第1号の規定に基づく図面等調査を行ったものの不応答であったもの、及び同項第2号の規定に基づく図面等調査を行ったものの集会所等に不参集であったものの筆数及び人数を内数として記載する。
- 4 備考欄は、不協力地ごとに、街区境界確認又は街区境界未定の別及びその筆数並びに街区境界確認の処理をしたものについてはどのような方法により街区境界を確認したのか等を簡潔に記載する。
- 5 各欄の記載に当たっては、一筆地調査の調査完了日を基準とする。

(様式第3号)

所在不明所有者等調書

都道府県
〇〇市町村
土地改良区

1. 調査地域
2. 調査期間
3. 所在不明所有者等の総数
4. 所在不明所有者等に係る土地の総筆数（調査前の総筆数に対する割合%）
5. 所在不明所有者等一覧表 [(注) 所有者とその他の利害関係人と別の表にまとめる。]

氏名	名称	登記簿上の住所	関係する土地の所在及び地番	所在不明の理由	準則第30条第3項の適用	準則第30条第4項の適用
1						
2						
3						
4						
5						
~~~~~						
~~~~~						

(記載要領)

本調書は、所在が明らかとならなかった所有者等の氏名又は名称、当該者の登記簿上の住所及び係する土地の所在及び地番等について記載する。

- 1 「1. 調査地域」は、認証請求又は承認申請の区域に含まれる単位区域名を記載する。
- 2 「2. 調査期間」は、法第7条による公示の際の調査期間を記載する。
- 3 「所在不明の理由」欄は、その者の現住所の調査のため行った方法を記載する。
- 4 「準則30条第3項の適用」欄は、準則第30条第3項を適用して調査を実施した場合に「○」を記載する。
- 5 「準則30条第4項の適用」欄は、準則第30条第4項を適用して調査を実施した場合に「○」を記載する。

協議実施結果報告書

協議実施結果報告書	
都道府県 〇〇市町村 (土地改良区)	
1. 調査地域	
2. 協議日時及び場所	
3. 協議相手	
4. 結果及びその理由 適 ・ 否 (理由)	
5. 協議を行った土地の表示 (1) 所在・地番 (2) 所有者の住所・氏名又は名称	
6. 添付資料	
備 考	※現地復元性を有しない資料を基として協議を行った場合は、当該資料の名称だけでなく、準則第30条第4項を適用して調査を行った理由を備考欄に詳細に記載しなければならない。

(記載要領)

本調書は、「土地の所有者その他の利害関係人及びこれらの者の代理人の所在がいずれも明らかでない場合における筆界の調査要領」(令和3年1月29日付け国不籍第435号国土交通省不動産・建設経済局地籍整備課長通知)に基づき協議を行った筆ごとに作成するものである。

- 1 調査地域は、認証請求又は承認申請の区域に含まれる単位区域名を記載する。
- 2 協議相手は、協議を実施した相手方の所属、役職名及び氏名等を記載する。〔例 △△法務局□□支局表示登記専門官 ○○○○〕
- 3 結果及びその理由は、協議の結果に従い「適」又は「否」を選択し、その理由を記載する。
- 4 添付資料については、筆界案のほか、協議の際に用いた資料の名称を記載する。

認証請求区域概況説明調書又は承認申請区域概況説明調書

番号	地区 コード	都道府 県名	市郡町 村名	申請番号 年月日	単位区 域名	区域の 概況	調査 年度	精度	縮尺	街区境界 調査図数 (面)	街区 面積 (k㎡)	認証済 面積 (k㎡)	調査済 面積 (k㎡)	誤り等 申出件数 (件)	街区境界 未定件数 (件)	街区境界 未定筆数 (筆)	摘要

(記載要領)

- 1 本表は、同時期に認証請求又は承認申請を行う全ての区域を一括して記載する。
- 2 番号欄は、空欄とする。
- 3 地区コード欄は、「国土調査事業事務取扱要領」(昭和47年5月1日付け経企士第28号経済企画総合開発局長通達)に基づき、事業計画明細書に記載した地区コード(西暦4桁+都道府県番号2桁+市町村番号3桁+当該単位区域を示すために定めた番号2桁の計11桁)を記載する。
- 4 事業主体が都道府県の場合には、市郡町村名欄に括弧書きでその旨を記載する〔例(県営)〇〇郡〇〇町〕。
- 5 申請番号及び年月日欄は、認証請求又は承認申請書の文書番号を記載する。
- 6 単位区域名欄は、認証請求又は承認申請区域内に含まれる単位区域の名称を記載する。名称の数が多い場合には、代表的な単位区域名のみを記載し、以下単位区域名の数を記載する〔例 大字山田〇〇街区ほか2区域〕。
- 7 区域の概況欄は、申請区域の傾斜区分と、市街地、村落、農用地、林野、山林等の区分を記載する。ただし、傾斜区分の記載に当たっては、それぞれ平坦地(平坦)、緩傾斜地(緩傾)、中傾斜地(中傾)、急傾斜地(急傾)、急峻地(急峻)と略語で記載するものとする〔例 緩傾・農用地〕。
なお、申請区域の平均傾斜度と傾斜区分については次のとおりとする。

平均傾斜度	傾斜区分
・ 0度以上3度未満……………	平坦地
・ 3度以上9度未満……………	緩傾斜地
・ 9度以上20度未満……………	中傾斜地
・ 20度以上35度未満……………	急傾斜地
・ 35度以上……………	急峻地

- 8 調査年度は、認証請求又は承認申請区域の地籍調査開始年度と終了年度を記載する。
- 9 精度、縮尺、街区境界調査回数、街区面積及び認証済面積欄は、検査成績表より移記する。
- 10 調査済面積は、当該市町村等のGH工程まで完了した面積を記載する。面積は、小数点以下第2位まで(小数点以下第3位切り捨て)とする。
- 11 摘要欄は、当該認証請求又は承認申請に関して特記すべき事項があれば、その内容を記載する。
- 12 過去に街区境界調査を行った区域において、再調査を行った場合は、そ

の旨を「摘要」欄に記載する。

また、再調査が認証請求区域又は承認申請区域の一部である場合は、その面積がわかるように記載する。